

おんが

臨時議会開催される

老人医療費の助成に

関する条例可決

去る十月八日、開会の第四回臨時議会において、審議可決された議案を左記のとおりお知らせします。

議案第五七号

昭和四十六年度遠賀町一般会計補正予算

補正額四六、五五三千元、総額六七五、五三二千元

主なる補正は、老人医療費補助一、六〇〇千元、火葬場一部組合地改良(上別府、広渡地区農道整備)三、〇五〇千元、島門橋修理一、一五〇千元、重広線道路舗装一三、七〇七千元、産炭地道路舗装(虫生津団地しん入道路)五、七三八千円災害復旧費(山手線外十六ヶ所)三、三三四千円等、総額四六、五五三千元追加補正

議案第五八号

昭和四十六年度遠賀町農業共済事業特別会計補正予算

補正額五三千元、総額一四、八二五千元

議案第五九号

遠賀町老人医療費の助成に関する条例の制定について

老人福祉の増進を図ることを目的とし、国民健康保険被保険者のうち七十才以上の老人に対し、窓口支払の一部負担金を助成する。

議案第六〇号

土地取得について

遠賀町庁舎用地(財産)取得に関する議決

議案第六一号

遠賀町庁舎設置事業(主体工事)請負契約締結について

契約金額九五、五五〇万円

契約の相手方岡崎工業KK

議案第六二号

遠賀町庁舎設置事業(電気工事)請負契約について

契約金額一、二七八万円

契約の相手方山陽電気工事KK

議案第六三号

遠賀町庁舎設置事業(冷暖房衛生工事)請負契約について

契約金額三二、〇五六千元

契約の相手方三光冷凍工業KK

議案第六四号

教育委員の選任につき同意を求めることについて

村田 旗生重己

発行所 遠賀町役場
編集発行 遠賀町庶務課
印刷所 冷牟田印刷合資会社

について
当選人 石橋多七、大場保、田代秋穂、柴田徳
補充員 第一矢野定岳、第二谷口説夫、第三安高芳雄、第四近藤清

人事

収入役に

山本豊氏選任

十月二十一日臨時議会に於て前太田収入役の後任として、山本豊氏が万場一致で可決、選任されました。

法律人権特別相談所開設

一、日時 場所
十一月二日、午前十時～三時迄 遠賀町公民館
※当日都合の悪い方は下記場所でも相談に応じます。
十一月七日 午前十時～三時迄 水巻町町民会館
十一月八日 午前十時～三時迄 岡垣町役場
十二月二十日 芦屋町母子健康センター

地家屋、戸籍、信用問題など一般入権問題及び一般法律問題
米穀類購入通帳の有効期間の延長について

現在使用中の米穀通帳の有効期間は昭和四十四年十一月一日から昭和四十六年十一月三十日までとなっておりますが、この有効期間が昭和四十七年十一月三十日まで延長となり、ましたのでお知らせします。

二、相談事項

○暴力や威力で金品を要求されたり営業を妨害されたり、不法に住居の立退きを迫られたことなど

○誤った報道などで名誉や信用が侵されたことについて

○公務員等の職権乱用や、不当な取扱いで人権を侵害されたとき

○その他交通事故、金銭貸借、土



11月のこよみ

1日	灯台記念日
〃	狩りょう解禁
2日	万国郵便記念日
3日	文化の日
8日	立冬
9日	大陽暦採用記念日
11日	世界平和記念日
15日	七五三祝
21日	家庭の日
23日	勤労感謝の日
〃	新穀感謝の日
〃	小雪
26日	秋季火災予防週間始まる

町民の動き

9月末	2,475世帯
男	4,594人
女	5,064人
計	9,658人
10月異動	+6世帯
男	-3人
女	0人
計	-3人
10月末	2,481世帯
男	4,591人
女	5,064人
計	9,655人

退任の御挨拶

小川 泰

親愛なる。遠賀町の皆さん、大変永い間お世話になりました。大正十年五月七日以来、あしかけ五十年(一時国鉄へ)花園に在った浅木の役場に奉職し、去る十月九日に遠賀町助役の任期が満了し退任致しました。

その間満四九年の永いあいだ、浅学鈍才の上不躰けな私を、御指導ごべん達下され、誠に感謝感激に堪えません。

在職中のことがらを想い起せば、戦前、戦中、戦後の激動する社会状況の央に於ける歴史の変遷、又その中に於て流動せんとする地方自治の變革、郡制の廃止、町村合併、公共営造物の造成(学校、庁舎、病院、火葬場、道路の新設、改良、治水土木など)数次に及ぶ旱魃、水害、近年に至っては広域行政(養老福祉施設、病院、ゴミ処理、尿処理、病院、下水道、消防、火葬場施設、公害排除

の環境整備など)の推進等々、私が出た十五代(有吉磨太郎(3)、原田房太郎、柴田田太、安部伝次、加藤猛雄、名和朴、古野繁樹(2)有吉茂也(2)、小川登一郎(2)と柴田實蔵の十氏)の村長さんや町長さんが郷土・おんかの進展と興隆に鋭意全力を傾倒された御努力で貢献に満腔の篤き謝意を捧げると共に、十三回に及ぶ公選の町議諸賢、区長、生産組合長さんやその他諸々の行政機関、婦人会、青年団を始めとする各種諸団体の先輩各位の絶大なる御援助によって、大過なく勤めて参りました。皆さんの友愛溢るる御懇情を深く肝に銘じて、静養に努め余生を無事に過ごしたいと存じます。建設譜の高鳴る遠賀町政の発展向上と皆さんの御健康とご多幸を祈念しつつ貴重な広報の紙上をかりて御挨拶申し上げます。きょうなら。

老人の医療費を

助成をします

一、対象者

- 1 遠賀町国民健康保険加入世帯の内七〇才以上の老人
- 2 遠賀町の区域内に引続き三ヶ月以上住所を有するもの
- 3 年度中途において次の各号に該当するに至った者があるときは
 - イ 新たに町の区域内に引続き三ヶ月以上の住所を有するに至った者はその翌月から
 - ロ 新たに七〇才に達した者はその達した月から

- 1 医療機関(病院)の窓口で支払った額(自己負担の三割の分)

- 2 入院の場合は入院日数に一〇〇円を乗じた額を差引いた額

三、助成金の免責

- 助成の対象となるべき疾病又は負傷が第三者による行為によって生じたもので、そして第三者から損害賠償を受ける額があるときは、その限度内で、その助成の責を免がれる。

四、対象者の登録と通知

- 1 老人医療対象者の台帳に登録
- 2 登録したときは本人に通知する。

五、助成金の申請の義務

- 1 別に定める様式で町長に申請すること。

- 2 診療を受けた翌月の初日から起算して一年以内に申請をしなければならぬ。
- 3 申請用紙は役場社会係にありますのでインカンを持参下さい。

- 6 助成金の決定と通知
町長は申請書を受理したら、その内容を審査しその決定をする
- 7 支給の時期
申請の日から三ヶ月以内に助成金を支給する。支給するとき、対象者が死亡などにより支給ができないときは、町長が適当と

児童手当の請求手続を

いたしましょう

- 1 児童手当を受けることが出来る人は
児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されます。

- (1) 十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前(当初は四七年一月一日現在五歳未満)の児童であること。
- (2) その人の前年の収入が、一定の額(扶養親族が五人の場合一百万円)に満たないこと。
なお、この児童手当は、各種の福祉年金か児童扶養手当などを受けている人でも支給されます。

二、児童手当の額は

児童手当の月額額は、三人以上の児童のうち、出生順にかぞえて三人目以降の児童で、義務教育終了前(当初は五歳未満)のもの一人につき、三、〇〇〇円です。
当初の支給月額例

- (ハ) V数が三、〇〇〇円にかける数になります。
- 児童が八歳、七歳、△四歳▽、△三歳▽の四人の場合
- 三、〇〇〇円×二＝六、〇〇〇円
- 児童が十六歳、十歳、七歳、△

認めたのに支給することができぬ。

八、届出の義務
対象者と同居している親族に次の事項が変更があった場合、すみやかに届出ること。

- 九、譲渡、担保の禁止
権利を他にゆつたり担保にしてはならない。
- 十、対象となる医療の始期
昭和四十六年十月一日から

- 四歳▽の四人の場合
三、〇〇〇円×一＝三、〇〇〇円
- 児童が四歳、三歳、△一歳▽の三人の場合
三、〇〇〇円×一＝三、〇〇〇円
- 三、児童手当を受けるための手続は

児童手当の支給を受けるためには、町長に認定請求書を提出しなければなりませんので、児童手当を担当の社会係に申しでてください。(インカン持参のこと)
なお、公務員と三公社に勤めている方は、勤め先に申しでてください。

四、児童手当の支給は

児童手当は、町長が支給を受ける資格があると認定した人に対して、昭和四十七年の一月分と二月分を三月に支払います。
なお、その後は毎年度、六月、十月、二月の三回に分けて、それぞれ前月までの分を支払います。



「マラソン大会」開催

期日 十二月十九日(日曜日)

次のとおりマラソン大会を開催
しますので各位の参加をお待ち
します。

記

遠賀町マラソン大会 開催要項

- 2 後援 遠賀町教育委員会、遠賀町
- 3 期日 昭和四十六年十二月十九日(日曜日)
- 4 集合場所及び時間 島門小学校 九時三十分
まで参集 十時出発

第七回 遠賀郡ロードレース大会

- 中学生の部(約四、五〇〇m)
島門小・鬼津・尾崎・島門小
- 7 競技上の注意
(1) 選手は道路の左側を走ること
(2) 伴走(自動車、單車、自転車)は認めない
(3) 競技中事故があった場合、応急処置だけ主催者が行なう
- 8 表彰
各部共一位は賞状、三位まで賞品、参加者全員に参加賞
9 参加申込
十二月十日まで教育委員会事務局に申込みのこと
- 10 各その後は本人負担とする
(4) 急に走ると健康上よくないので、ある程度練習しておくこと

趣旨

広く町民の間にスポーツを振興し、その普及発展とスポーツ精神の高揚をはかり一層健康で明朗な町民生活の確立に寄与しようとするものである。

なお、本大会は明年一月二十三日行なわれる遠賀郡内町対抗駅伝競走の選手選考を兼ねておこなう。

1 主催 遠賀町体育協会

尾崎・島門小

- (1) 一般の部(高校、大学生及び二十歳以上のもの)
- (2) 青年の部(二十五歳までのもの)
- (3) 中学生の部
- (4) オープンの部(町外者)
- 6 コース
一般、青年、オープン(の部)
六、五〇〇m)

3 コース スタート 遠賀中 学校玄関前

委員会まで

- 1 期 日 昭和四十六年十一月二十三日(祭) 午前十一時
- 2 種 別 (1) 中学生の部 五キロ
(2) 高校生の部 十キロ
- 3 一般の部 十キロ
- 4 申込締切 昭和四十六年十一月二十日(土) 必着するよう送付のこと。
- 5 申込み先 北九州市八幡区折尾 福岡県教育庁遠賀出張所内遠賀郡ロードレース大会係又は遠賀町教育委員会まで



第六回町民体育祭

(10月10日)

好天に恵まれ和気あいあいで終る

今年の町民体育祭は十月十日の体育の日に実施しましたが、久しぶりの小春日よりに恵まれ、町民多数の参加を得て終始和気あいあいの中に終了しましたことを関係各位に厚くお礼申し上げます。明るい町づくりもこの気持で皆なで推進して行き度いと存じます。

なお、成績は次の通りです。

- ▽バレーボール ①遠賀川区 ②老良区 ③新町区 ④今古賀区
 - ▽小中学生リレー ①遠賀川区 ②浅木区 ③尾崎区 ④虫生津区
 - ▽青年リレー ①別府区 ②広渡区 ③東町区 ④老良区
 - ▽混成リレー ①島津区 ②老良区 ③虫生津区 ④今古賀区
- 総合成績 ①老良区 ②遠賀川区 ③別府区 ④今古賀区

「交通災害共済」に加入しましょう

不幸にして交通事故にあったとき、急場の生活の窮状を速かに救済するのが交通共済制度です。最近特に子供さんや、お年寄の事故が増加しております。万一のために家族ぐるみご加入下さい。

交通災害共済加入状況 (S46・10・20)

	加入人口数	人口 (9月末)	加入者数	加入率
島若鬼尾別今上若虫東西浅木老遠新旧広静役	5	230	24	10.45%
津松	47	367	192	52.40
津崎	19	553	75	13.55
府賀	16	519	49	9.40
賀府台	53	954	158	16.60
津町	16	424	39	9.2
町木守	27	490	99	20.50
良川	10	86	30	34.9
川町	8	685	25	3.65
町停	9	480	23	4.80
渡園	6	162	17	1.50
付	54	632	162	26.10
	59	677	211	31.50
	35	250	132	52.7
賀	133	1,031	486	47.00
	25	721	86	12.50
	12	479	41	8.55
	30	530	91	17.20
光	6	55	6	10.90
受	26		102	
場				
計	596	9,658	2,051	21.24

見舞金請求状況

昭和46年度 (S46・4・1~S46・10・20)

傷 害 の 程 度	件 数	見 舞 金 額
死 亡	2	1,000,000
6カ月以上 (3等級)	2	150,000
3カ月以上~6カ月未満 (4等級)	1	30,000
1カ月以上~3カ月未満 (5等級)	2	25,000
1週間以上~1カ月未満 (6等級)	4	20,000
計	11	1,225,000

◎ 秋の全国火災

予防運動始まる!!

統一標語 「いま、燃えようとして

いる火がある」

火災の起りやすい季節となっています。本年の上半期の火災件数、焼死者は昨年同期に比べ、いずれも減少していますが、その反面、住宅火災はいずれも増加となっています。

このことから各家庭における日常の防火態勢が叫ばれています。各家庭において親子の話し合いの時間を設ける等して次のことについて創意工夫と実施の徹底をしましょう。

- ① 火気使用器具の安全な取り扱いと使用後の点検
- ② 火気使用場所の整理整頓と附近の可燃物の除去
- ③ 火災危険物品の安全な取扱いと保管
- ④ 就寝前、外出時の火の元点検
- ⑤ バケツ一杯の水のくみ置き

励行と必要に応じた消火器の設置

⑥ 避難経路の設定、避難器具の準備等

⑦ 老人、病人、子供等の就寝場所の選定

⑧ 暖房器具(石油ストーブ)の正しい使い方...使用方法、使用場所

⑩ たばこの投げ捨てと寝たばこの防止

遠賀郡消防署電話番号

火災と救急... (093)

六九一〇一一九番

六九一三〇〇一番

六九一三〇〇一番

◎ 消火器の斡旋について

先般回覧で消火器の注文を受けましたが、まだ各家庭に備えていない家庭もあることと思いますのでこの機会に是非備えつけて下さい。申込みは役場庶務課消防係まで

「ボンド遊び」を追放しましょう

町内の各所に、ボンド遊びをしたあとのビニール袋やボンドの空ビンが投捨てられています。この遊びは健全な青少年の体をむしろ有害な遊びであります。各位の協力により、この遊びを追放したいものです。現場を見られたときは、愛の一言をお願いいたします。(青少年問題協議会)

恩給法の改正について

このことについてさきに町報でお知らせいたしましたが、未請求者が多数あるものと思われ、左記該当者は至急役場社会係で手続をして下さい。

記

- 1 今までの普通恩給、一時恩給の受給権者を除きます。
- 2 実在職三年以上七年未満の下士官以上で、下士官以上として

- 3 在職期間が一年以上の者。昭和四十六年十月一日から適用されます。
- 4 昭和五十三年九月三十日が効です。
- 5 請求手続等は役場住民課社会係に問い合わせ下さい。

香典返しお礼

次の方々から遠賀町社会福祉協議会に御寄付をいただきましたので厚くお礼を申しあげるとともに御仏の御冥福をお祈りし、誌上を借りて披露させていただきます。

- 一金一封
- 故川崎一成様 広渡 川崎綱士殿
- 故添田シマ様 老良 添田秀雄殿
- 故柴田工十様 広渡 柴田直良殿
- 故有吉 誓様 浅木 有吉 正殿

